

一部事務組合下北医療センター議会第135回定例会会議録

議事日程

令和2年9月29日（火曜日）午後2時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第8号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算

（監査結果報告）

（2）議案第9号 令和元年度一部事務組合下北医療センター決算

（3）報告第4号 令和元年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書

（4）報告第5号 令和元年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について

（5）報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

（6）報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番	工 藤 祥 子	9 番	正 根 秋 雄
2 番	村 中 浩 明	10 番	岩 泉 盛 利
3 番	濱 田 栄 子	11 番	渡 部 英 夫
4 番	富 岡 幸 夫	12 番	奥 島 貞 一
5 番	佐 賀 英 生	13 番	飯 田 さつき
6 番	原 田 敏 匡	14 番	蛸 島 巨
7 番	浅 利 竹二郎	15 番	太 田 直 樹
8 番	住 吉 年 広	16 番	竹 内 典 和

欠席議員（なし）

出席説明員

管 理 者	宮 下 宗一郎	むつ総合病院院長兼事務局長	岩 瀬 圭 吾
代表副管理者	金 澤 満 春	むつ総合病院院長	高 橋 康 強
副 管 理 者	富 岡 宏 美	むつ総合病院院長	吉 内 栄 光
東通村副村長	林 春 美	国民健康保険局長	佐 藤 信 彦
佐井村副村長	田名部 二郎	国民健康保険所長	徳 田 勝
代表参事	川 西 伸 二	国民健康保険所長	角 谷 純一郎
代表監査委員	齊 藤 秀 人	国民健康保険所長	宮 古 速 雄
むつ総合病院院長	橋 爪 正 厚	東通地区診療所長	三 國 正 人
事業本部事務局長	光 野 義 厚	佐井地区診療所長	山 本 尚 樹
事業本部事務局監	松 山 勝	事務局長	田 中 宏 司
事業本部署	千代谷 賀士子		
事務局長	甲 田 久美子		
むつ総合病院院長	徳 田 暁 子		
むつ総合病院院長	澁 田 剛		
むつ総合病院次長			
むつ総合病院副			
事務局長			

出席事務局職員

事務局本係部長	高	田	耕	次	事務局本部主任	三	浦	達	朗
事務局本主部查	奥	川	満	彦	事務局本部主任	畑	中	拓	真
事務局本主部查	鎌	田	真	宣	事務局本部主任	伴		翔	太
事務局本主部主任	今		雅	行					

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（濱田栄子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第135回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田栄子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、5番佐賀英生議員及び14番蛸島巨議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（濱田栄子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（濱田栄子） 次は、日程第3 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 本日は、3点ご報告がご

ざいます。

まず1点目、むつりハビリテーション病院の運営方法についてであります。指定管理者制度で運営しておりますむつりハビリテーション病院について、令和5年3月31日の指定管理期間満了に合わせ、公募による民間移譲を進めていきたいと考えておりますことから、その後の運営方法についてご報告いたします。

現在保有する病床120床を確保し、入院しておられる患者さんや利用者の皆さんは当然に引き継がれるよう、しっかりと移譲条件に定め、勤務している医師、看護師などの雇用継続も同様に配慮してまいります。さらに、公募要項には一般外来再開など新たな医療サービスの提供についても明記し、移譲後10年間の運営を義務づけ、医療水準がさらに向上するようしっかりと取り組みたいと考えております。

この取組は、医師確保の困難、施設の老朽化、増大する財政負担の課題を克服し、医療機能を高め、病院の継続性を担保することで、下北地域の医療を守るため、下北で暮らす人々の健康を守るための民間移譲であるにご理解いただきたいと存じます。全国的に急激な人口減少が大きな課題となっておりますが、高齢者人口は当面の間、微増傾向で推移し、これに伴い慢性期医療の需要も高い水準で推移すると見込まれております。むつりハビリテーション病院は、この受皿として、地域にとってなくてはならない病院であります。

今後は、移譲の具体的な手続、条件など詳細を決定した上で、令和2年度は移譲先の選定に係る条例案の提案、財産処分を定めた予算の編成、民間移譲に関する広報等を行い、令和3年度には、移譲先の公募、選定手続を進め、パブリックコメント、基本協定の締結等を実施し、移譲に関連する条例の改正、設置条例の廃止を提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

次に、川内診療所の歯科診療再開についてご報告いたします。川内診療所での歯科診療は、平成29年8月に当センター歯科医師の退職により、休診となっております。また、このたび7月をもって川内地区の民間歯科クリニックが閉院となりました。このようなことから、川内地区が歯科医師不在となった事態への対応として、川内診療所での歯科診療の再開が必要との認識に至ったところであります。

既に9月9日のむつ市政記者会見でも言及しておりますが、川内診療所の歯科診療に当たっては、歯科医師の派遣を大学等に要請し、医師の確保に努めるとともに、医療スタッフの手配、資器材の整備など、再開に向けて必要な準備を進めることとしております。

9月16日には、弘前大学歯科口腔外科学講座教授から、来年4月の再開に向け協力できる旨のお話をいただいております。

再開までの対応といたしましては、脇野沢診療所で週2回の歯科診療を行っているものを、診療日数を増やしていただくよう弘前大学に要請したところ、9月25日には、11月から3月までは脇野沢診療所で週4回の診療が可能であるとの連絡をいただいております。その際には、むつ市と連携して、脇野沢まで自家用車等での移動が困難な方のために、川内庁舎と脇野沢診療所間の移動手段を支援してまいりたいと考えております。

なお、地域の皆様へは、むつ市の広報を通じてお知らせすることとし、次回のセンター議会において、本件の経過を報告させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る下北医療センターの対応について、令和2年5月8日の報告以降の下北医療センターでの主な取組についてご報告いたします。

まず、むつ総合病院の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型感染症外来につきましては、5月11日から運用を開始し、これまで約100の方が受診しております。現在、新型感染症外来でのPCR検査で採取した検体は、速やかに検査機関へ送付しておりますが、結果判定までに最長で4日程度を要しております。今後は、病院内にPCR検査機器を導入する予定となっております。検体採取後、数時間で判明できることとなります。

感染病棟につきましては、医療ガス配管、エアコンの増設、シャワーユニット設置等の改修工事を実施し、呼吸器症状の中等症、重症患者にも対応できるようになりました。これに伴い、6階の一般病棟の一面を隔離し準備した臨時の病床を解消し、既存の入院病棟と感染病棟を完全に切り離すことで院内感染のリスク低減を図ることが可能となりました。さらに、人工呼吸器や移動型エックス線装置も市町村負担金により導入する予定で、感染症対策の充実に努めております。

東通村診療所では、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の診察は、既存の救急外来を利用しておりますが、今年度内に発熱外来棟を増築することで、感染疑いの患者の動線を確保し、一般の患者との接触を避け、院内感染の防止に努めることとしております。

このほか、下北医療センター内の病院及び診療所では、電話での診察及び処方箋の申込み、職員の出張等の制限、発熱やせきの症状のある方への周知など、様々な感染予防に取り組んでおります。

全国の医療機関では、新型コロナウイルスの影響で今年度の収入の落ち込みが大きく、下北医療センター内の施設でも外来、入院の収益が前年度比で1割もの減少となっており、今年度の損益は大幅に悪化することが想定されますが、令和2年度決算ほどの程度影響するかは見通せない状況で

す。

新型コロナウイルス感染症は、新規感染者数が減少傾向にあるようですが、収束はいまだに見通せない状況にあります。下北医療センターとしては、各施設内での新型コロナの感染対策のみならず、この冬も流行が予想される季節性のインフルエンザなどの感染症にも対応するため、関係機関と連携して医療体制の維持に努めるほか、収益の改善にも努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（濱田栄子） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、行政報告の1点目、むつりハビリテーション病院の運営方法についての報告に関し質疑ありませんか。

6 番原田敏匡議員。

○6 番（原田敏匡） 1点だけ質疑させていただきます。

詳細は、今年度以降順次というお話でしたが、やはり気になるのが予算面で、移譲後10年間、これからかかる予算について、その移譲後にかかる予算について、企業債等まだ未償還の部分の期間も、たまってくる部分もありますけれども、この辺のような形で予算が医療センターから示されていくのか、もしくはないのか、その辺を1点お伺いいたします。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の移譲というのは、完全に無償譲渡を施設の建物・器材をするということですので、今後一切下北医療センターの経費はかかることはございません。

○議長（濱田栄子） ほかにありませんか。

1 番工藤祥子議員。

○1 番（工藤祥子） 今朝テレビのニュースを聞いてびっくりしましたがけれども、確かに下北医療セ

ンター医療機能等整備計画、平成31年3月に策定されたものですが、むつ総合病院の今後の在り方に応じて運営体制の見直しがあるということは書いてあります。いよいよ動いてきたかなとは思っていますけれども、その理由が医師不足、経営難ということ、それは一番の理由なのでしょうか。

むつりハビリテーション病院の病床の利用率が90%台になっていますし、むつ病院との関係も本当に密接な関係があります。ほかの医療機関とも入院をしたり、紹介したり、本当に下北医療センターにとっては大事な病院ですが、これを民間移譲するメリットといたしますか、本当の理由をもう少し詳しく教えてください。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局総合政策監。

○事業本部事務局総合政策監（松山勝） お答えいたします。

議員お尋ねの一番の理由は医師の確保が難しいのかという点につきましては、もうそのことに尽きると考えております。現在リハビリテーション病院には3名の医師が配置されております。しかし、80代、60代後半、50代後半、大分高齢となっており、昨年、今年と相次ぎ病院に入院されて、業務から遠ざかっていることもあり、医師会といたしましても、この経営が危ぶまれているのではないかと大変危惧しているところであります。やはりこの問題を解決せずにリハビリテーション病院を存続させることはかなわないと、そのように判断したところであります。ご理解をお願いいたします。

○議長（濱田栄子） 1 番工藤祥子議員。

○1 番（工藤祥子） 大きく言えば医師不足と経営の厳しさということでしょうけれども……

（「マイク、マイク」の声あり）

○1 番（工藤祥子） 令和元年度決算意見書の中で、医療センター全体では不良債務は生じていないと

いうことで、医療の問題は収支だけでは語ることができないと思っています。今の時点では、医師不足の解決に明るさが出てくるのではないかとということで期待をしているということですが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 様々な要因がありますが、先ほど私が行政報告で申し上げた点、それから先ほど事務局から申したように、総合的に判断して、今回このような結論に至ったということでご理解いただきたい。

○議長（濱田栄子） ほかにありませんか。

7番浅利竹二郎議員。

○7番（浅利竹二郎） 工藤祥子議員と同じように、今日の昼にテレビを見たら、リハビリテーション病院のことが報道されておりました。市長の今の行政報告等もありましたので、ある程度理解しましたけれども、改めてお尋ねさせていただきます。

まず、リハビリテーション病院の民間移譲を検討するに至った経緯について、改めてお伺いします。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

詳しい理由は、この後事務局からお話しさせていただきますが、私のほうから全体を通じて申し上げたいのは、そもそも現時点で民間の経営になっているわけです、リハビリテーション病院は。要するにむつ下北医師会に運営していただいているという意味では民間です。これからの施設のことを考えていったときに、施設の改修も含めて難しいというお話と、先ほど事務局から言ったように、医師の確保がなかなか下北の中だけで閉じて考えていると難しいと。そう考えると、この120床は極めて危うい状況になっているというのが現状です。

今回どのように受け止めてほしいかという、

特に大湊地区にとっては、今の入院だけではなくて一般外来も始めるということですから、極めて前向きに捉えていただきたい。それから、大湊、西通り地区にとっても、今回民間移譲というものが成功すれば、医療水準の向上が図られることはもちろんですが、むつ病院との連携によって下北全体の医療がよいものになっていくという見通しを立ててやっていることであるということをもまず申し上げたいというふうに思います。

お尋ねの点については、事務局から答弁をさせていただきます。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局総合政策監。

○事業本部事務局総合政策監（松山勝） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、医師3名で大分高齢化が進んでいるという点は、先ほどのとおりでございます。

あわせて、施設の老朽化も大きな課題となっております。外来棟、入院病棟など主要な建物も40年を経過しようとしております。それに伴いまして、設備備品の老朽化も顕著となっております。

また、財政負担の面の話になりますが、平成14年に開設してから平成30年度まで、合計で10億円を負担してございます。ここ数年は、毎年1億円程度で推移しており、直営のまま運営するとすれば1億円は最低必要であると、そういう状況となっております。

これらを根本的に解決するために民間移譲を行うと、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（濱田栄子） 7番浅利竹二郎議員。

○7番（浅利竹二郎） 分かりました。

そこで、これは全国に公募というようなことでございますけれども、今現在ある程度めどをつけているのか、それとも全く白紙の状態に公募するのか。移譲できる医療法人等のめどがついているのか、まずお尋ねします。

それと、その際いろいろな問題があると思うのですけれども、例えば職員の処遇とか、そういう移譲に際しての諸課題は、今現在考えられるところではどういふことがあるのでしょうか、お尋ねします。

- 議長（濱田栄子） 事業本部事務局総合政策監。
○事業本部事務局総合政策監（松山勝） お答えします。

リハビリテーション病院を存続させるための移譲でございます。このためには、応募者を何とかも確保するということが大前提になるかと思っておりますが、現在は候補者を得て進めているということではございません。全くの白紙ということで進めてございます。

ただし、受皿として想定しております大手病院グループなどに対しまして情報の開示などを行って、何とか応募者を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

（「処遇面を」の声あり）

- 事業本部事務局総合政策監（松山勝） ありがとうございます。すみません、ちょっと答弁漏れがございました。

職員の処遇や患者さんの引継ぎにつきましては、最優先で考慮されるべき事項と考えておまして、事業者にしっかりと引き継いでいただけるよう移譲要項にしっかりとうたってまいりたいと思っております。

- 議長（濱田栄子） 7番浅利竹二郎議員。
○7番（浅利竹二郎） これからいろいろ問題が出てきて山積みすることでしょうけれども、そこら辺をクリアしながら進めてもらいたいと思います。

最後に、まだ事業はやっているのですけれども、療養病床の件なのですけれども、介護療養病床と医療の療養病床があつて、リハビリテーション病

院では120のうちの介護が40だったかな、これ前も問題になっているのですけれども、結局まだ解決されていないということなのですけれども、移譲後はどのような方向性になっていくのかお尋ねします。

- 議長（濱田栄子） 事業本部事務局総合政策監。
○事業本部事務局総合政策監（松山勝） お答えいたします。

民間移譲につきましては、応募者が事業提案書におきまして、どういう病院を運営したいのか、その点を明らかにすることとしております。介護療養病床につきましても、むつ下北地区にとって必要な医療は何か、そのような提案がいただけるものと考えております。

以上です。

- 議長（濱田栄子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

次に、行政報告の2点目、川内診療所の歯科診療再開についての報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

次に、行政報告の3点目、新型コロナウイルス感染症に係る下北医療センターの対応についての報告に対し、質疑ありませんか。

6番原田敏匡議員。

- 6番（原田敏匡） この後一般質問でもこの内容的なものがありますので、簡単に1点だけ質疑いたします。

インフルエンザの件なのですけれども、市内の病院では、今年度、去年までインフルエンザの検査をしていたところが、むつ病のほうにお願いするというような医療機関を何件か耳にしまして、その辺の医療機関との調整というか、あと実際インフルエンザの検査を受けるときに、どのような市内の体制が取られているのか、その辺お伺い

たします。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） お答えいたします。

季節性のインフルエンザとの関係ということですが、すけれども、これはこれからの下北全体の取組ということで医療機関あるいは保健所等を通じて、いろいろ話し合っていくというような段取りになっておりますので、ご了承いただきたいと思ます。

○議長（濱田栄子） 6番原田敏匡議員。

○6番（原田敏匡） そうすると、まだむつ病だけで行うというような話ではなくて、これから調整という考え方で現段階ではよろしいですか。確認だけ。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） お答えいたします。

現在は、調整してからということになっておりますので、まだ確定している状況ではございませんので、ご了承いただきたいと思ます。

○議長（濱田栄子） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（濱田栄子） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第8号及び議案第9号並びに報告第4号から報告第7号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました

2議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思ます。

まず、議案第8号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、むつ総合病院及び大間病院では、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用として、人工呼吸器等の医療機器購入のため器械備品購入費等を増額するとともに、これらの財源であります県補助金及び市町村負担金を増額しております。

なお、むつ総合病院においては、感染病棟の改修に係る費用及び財源について、この補正予算に計上しております。また、むつリハビリテーション病院では、収益的収入において、指定管理者であります一般社団法人むつ下北医師会の令和元年度病院決算における損失を補填するため、市町村負担金1,799万7,000円を増額しておりますほか、風間浦診療所では、エックス線一般撮影装置購入事業の中止により、市町村負担金及び県補助金並びに器械備品購入費を減額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が126億9,851万7,000円、支出が126億8,851万7,000円となり、また補正後の資本的収支の予定額は、収入が12億224万2,000円、支出が16億2,425万2,000円となり、収入額が支出額に対し不足する額4億2,201万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

次に、議案第9号 令和元年度一部事務組合下北医療センター決算についてご説明いたします。まず、収益的収入及び支出についてであります。消費税及び地方消費税を含んだ決算で、収益的収入は123億3,829万113円で、収益的支出は120億3,017万7,104円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では3億180万1,039円の純利益が生じ

た決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は、企業債、市町村負担金等で17億1,778万4,664円となり、資本的支出額は、建設改良費、企業債償還金等で21億425万6,412円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,647万1,748円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしますと、センター全体では不良債務は生じておりません。

ただ、施設ごとに見ますと、大畑診療所が不良債務を有しており、前年度と比較して1,398万1,652円減の2億37万1,161円となっております。

次に、報告第4号 令和元年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書についてですが、これはむつ総合病院読影用レポートシステム購入事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、製造部品の調達が困難となったため令和2年度へ繰り越したことから、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第5号 令和元年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、令和元年度決算における資金不足比率は算出されませんでした。

次に、報告第6号についてですが、本報告は令和元年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、事業本部事務局、川内診療所及び脇野沢診療所において、決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第7号についてですが、本報告は一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であり

まして、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して手当を支給するため早急に対応する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案4報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱田栄子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案熟考のため休憩する予定でありましたが、議員の皆様には事前に資料を配付しておりますので、議案熟考を設けず、会議を続けたいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。それでは、会議を続けます。

◎日程第5 一般質問

○議長（濱田栄子） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 一部事務組合下北医療センター議会第135回定例会に当たりまして、一般質問を行います。日本共産党の工藤祥子です。

今日、戦後初めての新型コロナウイルスの世界的大流行、パンデミックの真ただ中にあります。世界でのコロナ死亡者の数は、100万人を昨日で

超えたと言われています。未知のウイルスとの闘いは、長期戦になるだろうと言われています。医療従事者の皆様、大変ご苦勞なさっていることにまず敬意を表します。

このコロナ危機は、社会のもろさや弱さ、矛盾を明るみに出したと言われています。この危機を通じて、世界でも、日本でも新自由主義の仕組みを続けていいのかという疑問視の発言が出始めています。自由を大切にす政策、しかしこの自由とは、大企業、多国籍企業が利潤を追求する自由であり、この自由にとって邪魔な社会的規制は、全て取り払って市場原理に任せる、効率一辺倒という考え方は、格差と貧困を広げました。もう一つの側面は、社会保障をはじめ公的サービスが切り捨てられてきたということです。

その歩みを振り返りますと、サッチャー首相、レーガン大統領、日本では中曽根内閣の時期、40年ほど前から始まり、日本では盛んに医療費亡国論が振りまかれ、医療費が増えていくと国が減ぶことになる、医療費の抑制、削減が続き、医師数、看護師等の数も抑えられてきました。その結果、日本の医師数は、OECD加盟国36か国中32位という位置にあります。

コロナ危機の中で明らかになったように、ベッドも医師も看護師等も不足し、医療崩壊の瀬戸際に追い込まれ、医療機関の経営危機も報道されています。全国1,600の病院が加入する全国公私病院連盟、公立、私立の病院が加盟する団体ですが、その邊見公雄会長は、医療には本来ゆとりが必要だが、それが全くない。そこにコロナが襲ってきたと語っています。感染症対策の最前線を担っている保健所も、1990年に比べて数が半分近く減らされました。むつ保健所の所長も、むつ、五所川原、県の仕事と3か所を掛け持ちしており、むつ市にほとんど在職できないでいるという状況と聞いています。

新自由主義のもう一つの大きな矛盾は、地球規模の自然環境破壊の問題です。感染症の流行は、人類が定住生活を始めた時代以来のものと言われていますが、この半世紀は新しい感染症が多発し、厚労省もこの30年間に少なくとも30の感染症が新たに出現しているとしています。専門家も出現頻度が高過ぎる。その原因は、人間による生態系への無秩序な進出、もうけ本位の自然破壊があると指摘しています。そして、今ポストコロナという言葉が語られてくるようになってきました。このむつ下北は、行政はじめ医療機関、市民の皆さんの努力により、今日に至っていますが、言うまでもなく、むつ下北もその矛盾の中にあり、ポストコロナ、コロナ危機克服後の新しい社会の在り方が議論され始めている今日、それらも踏まえて草の根からの問題を3点にわたって質問いたします。

1つ目として、むつ総合病院の新型コロナ対策についてです。圧倒的に検査数が不足と指摘され、また自治体に任せている国の施策です。その中で、むつ総合病院もPCR検査機器活用の計画を発表しました。

(1)として、PCR検査の具体的な計画、内容についてお知らせください。

(2)は、寒さに向かう季節に入ると、インフルエンザの流行も予想されます。その対策について伺います。

2つ目として、歯科診療についてです。川内歯科クリニックの突然の閉院がチラシで住民に知らされ、地元で歯科診療を受けられるように何とかできないものかという声が寄せられています。共産党むつ市議団は、5月13日にむつ市と下北医療センター事業本部宛てに子育て対策等の要望書を提出していたことで、8月6日に医療の問題に限定して、忙しい中での事業本部事務局長とむつ総合病院事務局長に懇談の場を設けていただきまし

た。その場でも、川内の歯科診療について要望した経緯もあり、今後議会で行政報告がなされるということを聞きましたが、より具体的なことが聞けるのではないかと質問通告を取り下げないで臨みましたので、よろしく願いいたします。

3つ目として、診療機能の強化についてです。

(1)、むつ総合病院の整形外科医が5名から4名に減ったということで、各診療所等への整形外科医の派遣が中止されたと記憶しています。むつ総合病院の整形外科医は、今日5名体制です。今日でも切実な要望である整形外科医の派遣の復活を求めますが、いかがでしょうか。

(2)、川内診療所のレスパイト入院についてです。一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画が平成31年3月に出されました。これは、2019年から2023年までの5年間の計画期間とされていますが、診療所の現状と課題の中で、下北にある旧診療所について、各施設は医師不足や医師の高齢化、人手不足などの問題を抱えており、将来的に維持、継続できるのか不透明な状況にあると書かれています。

川内診療所については、病床利用率は約半数の病床が空床となっている。その対策として、無床化を含め病床機能を転換する等、抜本的にその在り方を見直すと書いてあります。対策として、レスパイト入院を提供しているが、住民に認知されておらず、利用率向上につながっていないとも書かれています。レスパイト入院についての内容をお知らせください。

以上、3点について質問いたします。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

私のほうからは、川内診療所の歯科診療の再開についてお答えさせていただきますが、先ほど行政報告で述べさせていただいたとおり、来年4月の再開に向けて準備をしておりますし、それまで

の間は、脇野沢診療所の診察できる日数を増やすことで対応することとさせていただいております。

なお、要望を受けてこのような形にしたということではなく、当初より私どもで話ししてきて、それを基に対応したということを変更して申し上げさせていただきたいと思います。

その他の答弁につきましては、担当からの答弁とさせていただきます。

○議長（濱田栄子） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（徳田暁子） むつ総合病院の新型コロナウイルス対策についてのご質問の1点目、PCR検査実施に向けた具体的なスケジュールについてお答えいたします。

これまでPCR検査は、患者の症状や行動歴により、医師が必要と判断した場合に、検体を採取し、青森県環境保健センターが外部の検査機関へ速やかに送付しておりますが、結果判明まで最長で4日程度要しております。今後季節性インフルエンザとの同時流行の可能性もあり、早期の診断が必要となります。そのため、12月中にPCR検査機器が院内に設置できるよう現在購入の準備を進めております。

あわせて、検査技師の技術習得が必要であり、実際に稼働するのは、令和3年1月を見込んでおります。設置により、1日12名程度のPCR検査が可能となり、2時間ほどで検査結果が判明する予定です。PCR検査の対象者など具体的な検査の運用に関しましては、今後院内で検討することになります。

次に、むつ総合病院の新型コロナウイルス対策についてのご質問の2点目、インフルエンザの流行に備えた対策についてお答えいたします。

10月以降、新型コロナウイルスに感染の疑いのある方が受診する際の相談先は、これまでの保健所に設置された帰国者・接触者相談センターから

かかりつけ医など身近な医療機関が担うこととなります。それにより、季節性インフルエンザの流行期には、むつ総合病院へ患者が集中することが見込まれ、受診体制について今後保健所、医師会や下北医療センター内の医療機関で調整する予定となっております。むつ総合病院では、予約体制や発熱外来での対応を含め、現在の体制を整備中です。今後の運用に関しまして、詳細に決まりましたら案内をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、診療機能の強化についてのご質問の1点目、以前行っていた整形外科医の各診療所への派遣の復活についてお答えいたします。

現状といたしまして、むつ総合病院では、昨年10月から整形外科の常勤医数が5名の体制になりまして、本年4月から大間病院へ週1回の診療応援を再開したところです。むつ総合病院の整形外科の患者数は、入院、外来ともに内科に次いで多く、手術件数も増加傾向にあり、多忙さから診療応援に対応するためのマンパワーが十分にあるとは言えないところであります。地域での整形外科診療に対するニーズが高いことは、患者数の傾向からうかがい知ることができますものの、各診療所での診療を実現するためには、各施設の医療スタッフや診療体制の確保も欠かせないところであります。一部事務組合下北医療センター議会第132回定例会の工藤祥子議員の一般質問に対してお答えしましたとおり、むつ総合病院の整形外科での勤務状況や各診療所の診療体制の状況なども考慮いたしまして、担当医師の意見も伺いながら引き続き検討課題としてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） 診療機能の強化についてのご質問の2点目、川内診療所のレスパイト入院についてお答えいたします。

レスパイト入院とは、自宅療養中の患者の方が一時的に入院することにより、介護しているご家族に安心して休息を取ってもらう仕組みで、ご家族自身が急な病気になったときに対応できるほか、冠婚葬祭などのときも利用できるものと考えております。

川内診療所では、在宅で介護を行っているご家族の負担を軽減するため、平成25年度から始めた事業であり、一部事務組合下北医療センター新改革プランや医療機能等整備計画にも組み込むことで周知につながっていると考えております。

また、地元のケアマネジャーはじめ在宅診療のご家庭、退院されるご家族にも書面や口頭で周知に努めておりますが、これまでの利用実績はありません。

対象患者の方からは、費用が発生すること、移送車両の手配が必要なことなどから利用をためらっていると伺っております。利用料金は、診療報酬を基本とし、健康保険の1割から3割が適用になります。診療所では、1割負担の場合は1日約2,680円、3割負担の場合1日約5,270円で、さらに病衣、おむつ等を利用しますと別途料金が加算される仕組みとなっております。診療所の収益は、基本的に医療行為を行いませんので、一般入院と比較した場合は出来高払い方式を採用している一般入院のほうが収益は多く望めることとなります。利用手続については、事前に電話等で申込み予約をしていただくことで利用できます。

今後も川内診療所の収益向上のためにも、引き続き利用しやすい環境、周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） PCR検査実施は、来年の3月ということなので、今年の冬はちょっと間に合わないということですね。

（「1月」の声あり）

○1番(工藤祥子) 今年の1月、失礼しました。今年の1月からということで、そうするとインフルエンザ流行、寒さに向かって、その前に出てくるといことも考えられると思うのですが、政府のほうでは冬場に発熱患者が増加するといことも踏まえて、地域の診療所などと協力して、検査、診療する体制を10月中に整えるように通知を各診療所、各病院に送るということでしたけれども、地域では体制がまだまだできない、むつではできていないということをお伺いしました。でも、1月からということで期待はしたいと思うのですが、今まで保健所に電話をかけていたのが、今度直接診療所の医師に電話をかけて、そしてPCR検査を行うことができるようになるということですのでよろしいですね、理解は。

○議長(濱田栄子) むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長(徳田暁子) PCR検査に関しまして、今後その検査体制に関しても地域の保健所とか、医療機関等と話し合う予定になります。このPCR検査の運用に関しても、今現在ちょっとまだきちんと決まっている状況ではないのですが、適切に検査ができるような体制をつくっていきたくて考えております。

○議長(濱田栄子) 1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) ありがとうございます。実は、下北の医師会の方ともちょっとお話をして、私たちがいろいろ勉強してきたのですが、医師会の方も、それこそ発熱の患者さんを迎えても、なかなかそれに対応できないで、市民から不満を、不平を言われているという、そういう苦しい立場にあるということも話ししていましたが、自分たちの病院のスタッフを守らなければならないし、そして自分も守らなければならないという苦しい立場を話をしていました。

しかし、インフルエンザとPCR検査、両方の検査できるのは、むつ総合病院しかないだろうと

いうことで、むつ総合病院にこの寒くなる季節に患者が集中するのではないかなというようにも心配しておりましたが、集中するであろう、このような予想に対して、どのような対策を立てていきますでしょうか。

○議長(濱田栄子) 管理者。

○管理者(宮下宗一郎) 先ほど来申し上げているとおり、今後医師会と連携をして、この冬のインフルエンザとの同時流行と言われているものについては備えを万全にしていくということですので、現時点で申し上げることは少なくともございません。

先ほど質問の中で混同していましたが、それは医師会の意見ではなくて、医師会に所属する大間の医師の方の意見だというふうに私どもは受け止めていますので、その辺は質問の中でも注意されたほうが私はいと思います。

以上です。

○議長(濱田栄子) 1番工藤祥子議員にお願いがあります。答弁をよくお聞きして再質問するようお願いいたします。

○1番(工藤祥子) 失礼いたしました。医師会との懇談会の中でということで、医師会としての統一した意見ではないと思います。私も訂正させていただきます。

開業医の方々も医師としての使命と、そして患者に対する思いとの間で本当に揺れているということで、政府で出している方針に対して、なかなか応え切れない、地域の差があるというふうな悩みもおっしゃっていましたので、これからのむつ総合病院なり医師会との調整を期待しております。

それでは、2番目に移ります。川内の歯科のクリニック、診療に対しての迅速な動きに対して本当に感謝いたします。市民の皆さんも本当に喜んでいてと思います。

1つ確認したいことなのですからけれども、例えば川内の町からバスで脇野沢に行くとするれば、朝の7時42分に行って、川内庁舎に8時13分、そして帰りは12時50分脇野沢を立って川内町の駅に着くのが13時21分。不便ということで、これは仕方がないのかもしれませんが、今までの歩いて歯科医にかかれるという、そういう事情に比べてなかなか大変ですし、歯科は治療が終わるまでに何回も足を運ばなければいけませんので、先ほど何とかバスの手配等を調整しているということでしたけれども、それはいつ頃になったらはっきりしますでしょうか。

○議長（濱田栄子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） これも先ほど答弁したとおりなのですが、今現在当医療センターでは、むつ市とバスの件については調整しております。その中身については、むつ市の広報を通じて皆さんにお知らせをさせていただくということで答弁申し上げます。

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） それでは、よろしくお願いいたします。

川内の歯科クリニックのお医者さんが病気になって、本当に残念ですけれども、2日間川内町で治療をして、3日間大畑町で治療していました。大畑の状況も気になって、大畑の町民の方に電話で聞いてみたら、情報がいろいろありますので、私は直接電話をかけてみました。その医療機関の方は、昼に旧むつで仕事をして、そして夕方に大畑で仕事をする、そのようなことを聞きましたので、両方に電話をかけてみました。大畑の医療機関のほうに電話をかけましたけれども、呼び鈴が鳴っているのに全然通じないです。大畑の方に聞いてみたら、もう看板がないよということでした。そして、旧むつ市の医療機関のほうの電話番号に電話をかけますと、「はい、何々です。

誠に勝手ですが、都合によりしばらく休止しますので、ご理解のほどお願いいたします。御用のある方は、後日かけ直してください」という、このような録音が返ってきました。今回は、川内町だけの通告ですけれども、大畑も今休止ということでもあります。休止ですから、閉院ではないとは思いますが、これから大畑の動向にも、市民の皆さんの声も聞いて善処してまいりますよう要望として発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて診療機能の強化についてということで、整形外科医の派遣ですけれども、確かに前、川内町に来ていたむつ総合病院の整形外科の先生は、私何回も言うのですけれども、本当に忙しくて、車の中でおにぎりを食べてきたとか、本当にそのような長時間労働の中で派遣されて仕事をしていたということは、私も重々承知していますけれども、でも高齢者の方が川内診療所で整形外科できればいいのになという、そういうふうな意見が、まだまだ要望がありますので、質問してみました。今後とも整形外科医のことは、何とかそちらのほうで考えていただきたいと思っています。

それから、レスパイト入院についてですけれども、まだ1件も実績がないというようなお話でした。

それから、私聞いてもよく分からなかったのですけれども、これを利用する患者にとっては、病院に支払うお金が1日2,680円なのですか。そうすると、あまり安いという、ちょっと負担が大変だという、そういう思いもいたします。でも、川内ばかりではなく、ほかの医療機関のほうにも周知していただきたいなと思っています。医師の立場の判断が必要だと思っておりますので、もっともっと介護のために疲れている方が、必要としている方もいらっしゃると思いますので……

○議長（濱田栄子） 工藤祥子議員にお願いがあります。質問をお願いいたします。

○1番（工藤祥子） もっともっと周知を広げていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（濱田栄子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（光野義厚） お答えいたします。

今利用実績がないということで周知に努めるべきだというお話ですけれども、市の広報あるいは診療所への掲示、あるいはFMラジオとか、できる範囲で、やれる範囲で周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（濱田栄子） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 以上で終わります。どうもありがとうございます。

○議長（濱田栄子） これで工藤祥子議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（濱田栄子） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第8号

○議長（濱田栄子） まず、議案第8号 令和2年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（濱田栄子） 次は、議案第9号 令和元年一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

質疑に入る前に、令和元年度一部事務組合下北医療センター決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（齊藤秀人） 令和元年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました決算報告書をはじめ、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか、関係法令に準拠して適正に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

令和元年度決算は、平成30年度と比較して収益的収入では医業外収益及び特別収益が減少しておりますが、医業収益は増加しております。収益的支出では、医業費用及び医業外費用が増加しております。その結果、税抜きで収益的収入123億949万8,069円、収益的支出120億769万7,030円で、収支差引額では3億180万1,039円の純利益を生じた決算となっております。

また、大畑診療所の不良債務が2億37万1,161円となり、平成30年度と比較して1,398万1,652円減少しております。

資金不足比率は、前年度に引き続き資金不足額が発生していないことから算出されております。

さて、昨今の少子高齢化や人口減少などに伴う患者数の減少、医師、看護師の確保など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、地域の医療需要に即した医療提供体制の整備や効率的で安定した経営が求められる中、経営の健全性、効率性を示す経営指標は、純利益計上の影響により、平成30年度と比較して改善傾向にあります。

今後むつ総合病院新病棟の建設計画が進むに従い、事業費が増大していくことが想定される中、一部事務組合下北医療センター新改革プランを基に、一層の経営の効率化と健全化を進め、限られた医療資源の有効活用により、地域の医療需要の実情に即した医療提供体制の構築を図るとともに、地域住民が住み慣れたまちで安心して医療を受けることができる体制を将来にわたり安定的に維持できるよう努めることを望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（濱田栄子） これで監査委員の意見を終わります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

◇報告第4号

○議長（濱田栄子） 次は、報告第4号 令和元年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長（濱田栄子） 次は、報告第5号 令和元年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱田栄子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長（濱田栄子） 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和元年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるもの

であります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

◇報告第7号

○議長(濱田栄子) 次は、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田栄子) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(濱田栄子) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第135回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時07分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 瀨 田 栄 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 佐 賀 英 生

一部事務組合下北医療センター議会議員 蛸 島 巨